

愛と希望をのせて40周年



松伏町制40周年

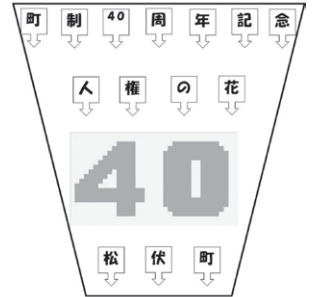
40周年の幕開けを彩ります！

町制40周年記念事業

## 「人権の花：チューリップ」植栽事業

町制40周年記念事業として、まつぶし緑の丘公園にチューリップを700株植えました。人権を尊重し、守り育てる町の姿勢を表し、町民をはじめ多くの方に思いやりの心を持ってもらうことを目的としています。桃色のチューリップ320株で「40」をかたどり、周りに黄色のチューリップ400株を植えています。チューリップの周りには、小・中学生による人権標語の看板を立て、チューリップの鑑賞と併せて人権の啓発をするものです。

※5月上旬が開花予定です 是非お越し下さい。



植栽イメージ

住民ほけん課からのお知らせ

問合せ／介護保険担当 ☎ 991-1886

## 介護保険料の改定を行いました

介護保険料については、介護保険事業計画とあわせ3年ごとに見直しを行っており、平成21年度から3年間の介護保険料を下表のとおり改定しました。

65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料額は、この期間における介護サービスにかかる費用等の見込み額に対する負担割合（20%）をもとに算出し、収入や所得などに応じて決定されます。

皆さまのご理解とご協力をお願いします。

所得段階	対象者	保険料額	基準額との割合
第1段階	・生活保護受給者・世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金受給者（※1）の方	24,510円	0.5
第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額（※2）と年金収入額が80万円以下の方	24,510円	0.5
第3段階	・世帯全員が市町村民税非課税の方で、第2段階に該当しない方	36,765円	0.75
特例第4段階	・世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と年金収入額の合計が80万円以下の方	41,667円	0.85
第4段階	・世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税の方で、特例第4段階に該当しない方	49,020円 (基準額)	1.0
第5段階	・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の方	56,373円	1.15
第6段階	・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	61,275円	1.25
第7段階	・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の方	73,530円	1.5
第8段階	・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上の方	85,785円	1.75

※1 老齢福祉年金…明治44年4月1日以前生まれの方、又は大正5年4月1日以前生まれの方が受けている年金

※2 合計所得金額…実際の「収入」から「必要経費の相当額」を差し引いた額

○40歳～64歳までの方（第2号被保険者）の介護保険料

40歳～64歳までの方も、介護サービス費用等の30%を負担していただいております。健康保険税（料）の一部として介護保険料を負担します。

介護保険料額は、加入している健康保険により算定方式等が決められます。